



宮 崎 県 公 報

平成23年7月7日(木曜日)号外 第61号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

公 告	頁
○宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(蛭・鱸・敷・藤) 1	
○宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表…(福祉保健課) 2	
○県立視覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(障害福祉課) 3	
○県立聴覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(“) 4	
○宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(環境森林課) 5	
○宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(環境森林課) 5	
○宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(“) 6	
○宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親子広場に限る。)の指定管理者の指定の申請の手続の公表…(森林経営課) 7	
○みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(港湾課) 8	
○県立青島亜熱帯植物園並びに県立平和台公園、特別史跡公園西都原古墳群、宮崎県総合運動公園及び宮崎県総合文化公園の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(都市計画課) 9	

公 告

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
 - (1) 名称 宮崎県男女共同参画センター(以下「センター」という。)
 - (2) 所在地 宮崎県宮崎市宮田町3番46号
 - (3) 設置目的 男女共同参画に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与する。
- 2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
 - (1) センターの利用に関する業務
 - (2) 男女共同参画社会づくり事業に関する業務
 - (3) 施設の維持及び保全に関する業務
 - (4) その他宮崎県男女共同参画センター指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県男女共同参画センター管理規則(平成13年宮崎県規則第71号)第9条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定

し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、単独での法律行為を制限されている者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同参画推進条例(平成15年宮崎県条例第9号)の趣旨を踏まえ、センターの設置目的に適った運営が行われること。
- (2) 事業計画書の内容等が、センターの効用を最大限に発揮するものであること。

- (3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- 8 指定管理者候補者の選定方法
提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県男女共同参画センター指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
(1) 配布場所及び請求先 宮崎県県民政策部生活・協働・男女参画課男女共同参画推進担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7040
(2) 配布期間 平成23年7月8日から平成23年9月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
(2) 提出期間 平成23年7月8日から平成23年9月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先
宮崎県県民政策部生活・協働・男女参画課男女共同参画推進担当
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7040
- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地	設 置 目 的
宮崎県福祉総合センター	宮崎県宮崎市原町2番22号	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条の児童厚生施設、社会福祉関係者の研修施設及び民間社会福祉活動の増進を図るための施設
県立母子福祉センター		母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子福祉センター

- 2 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
(1) 宮崎県福祉総合センターの会議室等の予約管理、利用許可等の業務
(2) 宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センターの維持管理業務
(3) 児童交通遊園を利用する団体の交通安全指導等業務
(4) その他知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
公の施設に関する条例第10条の4、宮崎県福祉総合センター管理規則（平成17年宮崎県規則第89号）第14条及び県立母子福祉センター管理規則（平成17年宮崎県規則第90号）第7条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
(2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
(9) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イからニまでのいずれかに該当する防火管理者を配置すること。
(10) 交通安全指導を行う者及び児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者を配置すること。
- 7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準
(1) 住民の平等な利用が確保されること。
(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
(3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。

- (4) 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な管理運営に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること。
- 8 指定管理者候補者の選定方法
提出された指定管理者指定申請書、宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部福祉保健課総務担当
宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501
電話番号0985 (26) 7074
- (2) 配布期間 平成23年7月7日から平成23年9月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成23年8月9日から平成23年9月12日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先
宮崎県福祉保健部福祉保健課総務担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7074
- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県立視覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続について、次のとおり公表する。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
- (1) 名称 県立視覚障害者センター（以下「センター」という。）
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市江平西 2 丁目 1 番 20 号
- (3) 設置目的 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第34条の規定に基づき設置されたもので、点字図書及び録音図書の製作、貸出及び閲覧の業務を主たる業務として行い、併せて点訳奉仕員及び朗読奉仕員の育成指導、点字図書等の奨励並びに視覚障害者等に対する相談業務を実施することにより、視覚障害者の福祉に資することを目的とする。
- 2 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの維持及び保全に関する業務
- (3) 点字図書及び録音図書の製作、刊行及び受入に関する業務

- (4) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の育成及び指導に関する業務
- (5) 視覚障害者等に対する相談業務
- (6) その他県立視覚障害者センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
公の施設に関する条例第10条の4及び県立視覚障害者センター管理規則（平成17年宮崎県規則第91号）第14条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 身障法第34条に規定する視覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を、3人以上従事させることができること。
- (10) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の育成及び指導の実績を有する者を確保できること。
- 7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準
- (1) センターの利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮する事業計画であること。
- (3) センターの管理に係る経費の縮減等を図る事業計画であること。
- (4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力があること。
- (5) 地域への貢献等に配慮した団体であること。
- 8 指定管理者候補者の選定方法
提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880

<p>—8501 電話番号0985 (32) 4468</p> <p>(2) 配布期間 平成23年7月7日から平成23年9月12日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間</p> <p>(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。</p> <p>(2) 提出期間 平成23年8月9日から平成23年9月12日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先 宮崎県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (32) 4468</p> <p>12 その他 この募集に関する詳細は、募集要領による。</p> <hr/> <p>公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、県立聴覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続きについて次のとおり公表する。</p> <p>平成23年7月7日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的</p> <p>(1) 名称 県立聴覚障害者センター(以下「センター」という。)</p> <p>(2) 所在地 宮崎県宮崎市江平西2丁目1番20号</p> <p>(3) 設置目的 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。)第34条の規定に基づき設置されたもので、聴覚障害者用の録画物の製作及び貸出に関する業務を主たる業務として行い、併せて手話通訳者の派遣及び情報機器の貸出に関する業務並びに聴覚障害者等に対する相談業務を実施することにより、聴覚障害者の福祉に資することを目的とする。</p> <p>2 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。</p> <p>3 指定管理者の業務</p> <p>(1) センターの利用に関する業務</p> <p>(2) センターの維持及び保全に関する業務</p> <p>(3) 聴覚障害者用の録画物の製作及び貸出業務</p> <p>(4) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成、派遣等に関する業務</p> <p>(5) 聴覚障害者等に対する相談業務</p> <p>(6) その他県立聴覚障害者センター指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める業務</p> <p>4 指定管理者が行う管理の基準 公の施設に関する条例第10条の4及び県立聴覚障害者センター管理規則(平成17年宮崎県規則第92号)第14条に規定する管理の基準による。</p> <p>5 指定管理者の指定方法 知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>6 指定管理者指定の申請に必要な資格</p> <p>(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする</p>	<p>る法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。</p> <p>(2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者において、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者において、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。</p> <p>(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。</p> <p>(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。</p> <p>(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。</p> <p>(9) 身障法第34条に規定する聴覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を、3人以上従事させることができること。</p> <p>(10) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成及び派遣の実績を有する者を確保できること。</p> <p>7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準</p> <p>(1) センターの利用者の平等な利用が確保されること。</p> <p>(2) センターの効用を最大限に発揮する事業計画であること。</p> <p>(3) センターの管理に係る経費の縮減等を図る事業計画であること。</p> <p>(4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力があること。</p> <p>(5) 地域への貢献等に配慮した団体であること。</p> <p>8 指定管理者候補者の選定方法 提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。</p> <p>9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間</p> <p>(1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (32) 4468</p> <p>(2) 配布期間 平成23年7月7日から平成23年9月12日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間</p> <p>(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。</p> <p>(2) 提出期間 平成23年8月9日から平成23年9月12日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先 宮崎県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市</p>
---	--

橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (32) 4468

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
 - (1) 名称 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森
 - (2) 所在地 宮崎県宮崎市高岡町紙屋字赤木9番地1
 - (3) 設置目的 森林とのふれあいの場を提供するとともに、森林の機能及び林業の役割を研修することを目的とする。
- 2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
 - (1) 施設の利用に関する業務
 - (2) 施設の維持及び保全に関する業務
 - (3) 森林・林業に関する知識習得のための研修に関する業務
 - (4) その他上記に付随する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則（平成17年宮崎県規則第84号）第12条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
 - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 「宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織・人員体制を指定管理の始期までに確保できること。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用の確保
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画
- (3) 経費の縮減等
- (4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力
- (5) 地域への貢献等

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課みやぎきの森林づくり推進室宮林担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7160
- (2) 配布期間 平成23年7月8日から平成23年9月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 募集説明会の開催日時、開催場所及び集合同所

- (1) 開催日時 平成23年7月28日午後2時から4時まで
- (2) 開催場所 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森 宮崎県宮崎市高岡町紙屋字赤木9番地1
- (3) 集合同所 多目的管理棟前

11 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成23年8月10日から平成23年9月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

12 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県環境森林部環境森林課みやぎきの森林づくり推進室宮林担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7160

13 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
 - (1) 名称 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森
 - (2) 所在地 宮崎県小林市細野字山中之前5739番地14
 - (3) 設置目的 県民の森林レクリエーション、保健休養並びに森林及び林業とのふれあいの場を提供することを目的とする。
- 2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、

この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務
- (4) その他上記に付随する業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則（平成17年宮崎県規則第83号）第14条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 次の条件を満たすことができること。
 - ア 無料施設部分と有料のオートキャンプ場を一体的かつ適切で安全に管理運営するための総括責任者が常勤できること。
 - イ 「宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織・人員体制を指定管理の始期までに確保できること。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用の確保
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画
- (3) 経費の縮減等
- (4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力
- (5) 地域への貢献等

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定

める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室県営林担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7160
- (2) 配布期間 平成23年7月8日から平成23年9月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 募集説明会の開催日時、開催場所及び集合場所

- (1) 開催日時 平成23年7月28日午前10時から12時まで
- (2) 開催場所 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森 宮崎県小林市細野字山中之前5739番地14
- (3) 集合場所 第1ゲート前

11 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成23年8月10日から平成23年9月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

12 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室県営林担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7160

13 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県川南遊学の森
- (2) 所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南字村上 26689番地外
- (3) 設置目的 森林に関する知識や技術を修得するとともに、森林とのふれあいの場を提供することを目的とする。

2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 児童、生徒等を対象にした森林環境教育の実施に関する業務
- (4) その他上記に付随する業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県川南遊学の森管理規則（平成20年宮崎県規則第35号）第12条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定

し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 次の条件を満たすことができること。

ア 森林環境教育の企画及び実行並びに遊学の森の利用者に対する指導、助言、説明等を適切に実施するため、森林インストラクター、樹木医等の資格を有する者又は指定期間の始期までに取得できる者を確保する。

イ 施設内の森林、歩道等の除草又は支障木の伐採等に従事する者が、刈り払い機及びチェーンソーの安全衛生教育研修等の受講者又は指定期間の始期までに受講する者であること。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用の確保
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画
- (3) 経費の節減等
- (4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力
- (5) 地域への貢献等

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県川南遊学の森指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室豊かな森林づくり担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7153
- (2) 配布期間 平成23年7月8日から平成23年9月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

10 募集説明会の開催場所及び開催日時

- (1) 開催場所 宮崎県川南遊学の森 宮崎県児湯郡川南町大字川南字村上 26689番地
- (2) 開催日時 平成23年7月29日午前10時から正午まで
- (3) 集合場所 エントランス広場

11 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成23年8月10日から平成23年9月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

12 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室豊かな森林づくり担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7153

13 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 の規定により、宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限定。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
 - (1) 名称 宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限定。以下「森とのふれあい施設」という。）
 - (2) 所在地 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代1561番地 1
 - (3) 設置目的 林業に関する知識及び技術の修得並びに森とのふれあいの場を提供するための施設

- (2) 所在地 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代1561番地 1

- (3) 設置目的 林業に関する知識及び技術の修得並びに森とのふれあいの場を提供するための施設

2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 森林及び林業に関する知識及び技術修得のための研修に関する業務
- (4) その他上記に附随する業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の 4 及び宮崎県林業技術センター管理規則（平成 4 年宮崎県規則第 9 号）第12条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 「宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織及び人員体制を指定管理の始期までに確保できること。
- 7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準
 - (1) 住民の平等な利用の確保
 - (2) 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画
 - (3) 経費の縮減等
 - (4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力
 - (5) 地域への貢献等
- 8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
 - (1) 配布場所及び請求先
 - ア 宮崎県環境森林部森林経営課林業普及指導担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7154
 - イ 宮崎県林業技術センター管理研修課 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代1561番地 1 郵便番号 883-1101 電話番号0982 (66) 2888
 - (2) 配布期間 平成23年 7 月 8 日から平成23年 9 月 9 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 提出期間 平成23年 8 月15日から平成23年 9 月 9 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県環境森林部森林経営課林業普及指導担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26)

-) 7154
- 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）第17条の 4、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の 3 の規定により、みやざき臨海公園（宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチーツ葉をいう。）及び県立阿波岐原森林公園の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成23年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地	設 置 目 的
宮崎港マリーナ施設	宮崎県宮崎市新別府町前浜1400番16他	みやざき臨海公園は、県民が憩う快適な水辺空間を提供するとともに、海洋性レクリエーション
宮崎県サンビーチーツ葉	宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜4277番32及び4277番32地先	拠点を創出すること、また、県立阿波岐原森林公園は、国際海浜コンベンションの中核として周辺施設と連携しながら多様なニーズに対応することにより、県民福祉の向上を図ることを目的とする。
県立阿波岐原森林公園	宮崎県宮崎市下新別府町、山崎町及び阿波岐原町	

- 2 指定期間

平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
 - (1) みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の施設の利用に関する業務
 - (2) みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の施設（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務
 - (3) その他みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の管理運営に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

宮崎県港湾管理条例第17条の 6、公の施設に関する条例第10条の 4、都市公園条例第15条の 5、港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）第17条、宮崎県サンビーチーツ葉管理規則（平成13年宮崎県規則第46号）第10条及び都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）第34条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）で次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする団体であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 小型船舶免許（1 級）及びクレーン運転士免許を取得した者を従事させることができるものであること。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

指定管理者候補者の選定は、宮崎県港湾管理条例第17条の 4 第 3 項、公の施設に関する条例第10条の 2 第 3 項及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の 3 第 3 項の規定により以下の基準に基づいて行う。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 地域への貢献等に対する取り組みを行うものであること。

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、みやざき臨海公園・県立阿波岐原森林公園指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置するみやざき臨海公園・県立阿波岐原森林公園指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先
 - ア 宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7189
 - イ 宮崎県中部港湾事務所総務課管理担当 宮崎県宮崎市港 1 丁目18番地 郵便番号 880-0858 電話番号0985 (24) 6224
- (2) 配布期間 平成23年 7 月 8 日から平成23年 9 月 7 日まで（土

曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

10 指定管理者指定申請書の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成23年 8 月22日から平成23年 9 月 7 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

11 指定管理者指定申請書の提出先及び問い合わせ先

宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7189

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の 3 の規定により、県立青島亜熱帯植物園並びに県立平和台公園、特別史跡公園西都原古墳群、宮崎県総合運動公園及び宮崎県総合文化公園（以下「都市公園等」という。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成23年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称及び所在地

次に掲げる公の施設の管理は、各区分に応じて指定管理者に指定された一の法人その他の団体がそれぞれ行うものとする。

区分	名 称	所 在 地
1	県立青島亜熱帯植物園	宮崎県宮崎市青島 2 丁目
	宮崎県総合運動公園（都市公園条例第 9 条第 1 項に規定する有料公園施設を除く。）	宮崎県宮崎市大字熊野
2	県立平和台公園	宮崎県宮崎市下北方町
	宮崎県総合文化公園	宮崎県宮崎市船塚 3 丁目
3	特別史跡公園西都原古墳群	宮崎県西都市大字三宅

2 指定期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 都市公園等の利用に関する業務
- (2) 都市公園等（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務
- (3) 都市公園等の利用促進に係る啓発事業に関する業務
- (4) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4、都市公園条例第15条の5、都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）第34条及び県立青島亜熱帯植物園管理規則（平成17年宮崎県規則第79号）第11条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、都市公園等の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減等が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (4) 施設の管理運営に当たり環境保全への対応や地域への貢献が図られること。

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県都市公園等に関する指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県都市公園等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先

- ア 宮崎県県土整備部都市計画課景観・都市公園担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7191
- イ 宮崎県宮崎土木事務所 宮崎県宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-0805 電話番号0985（26）7285
- ウ 宮崎県西都土木事務所 宮崎県西都市大字三宅字下鶴9451

郵便番号 881-0005 電話番号0983（43）2221

- (2) 配布期間 平成23年7月8日から平成23年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成23年8月22日から平成23年9月7日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県県土整備部都市計画課景観・都市公園担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7191

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。